

企画競争方式（公募型プロポーザル方式）による提案募集の公告

社会福祉法人^{恩賜}_{財団}島根県済生会江津総合病院における医療情報システム整備支援業務について、次のとおり、企画競争方式（公募型プロポーザル方式）による提案募集を公告します。

令和3年4月7日

社会福祉法人^{恩賜}_{財団}島根県済生会江津総合病院
院長 中澤 芳夫

1. 提案対象業務

- (1) 発注者：社会福祉法人^{恩賜}_{財団}島根県済生会江津総合病院 院長 中澤 芳夫
- (2) 業務名：医療情報システム整備支援業務（以下「本件業務」という。）
- (3) 主たる履行場所：島根県江津市江津町1016番地37
- (4) 業務概要：本件業務仕様書による
- (5) 提案見積上限額：21,000,000円（消費税等別）
- (6) 履行期間：令和3年7月1日から令和5年10月31日
事業の進捗によっては、当院と受注者の双方で協議・合意の上、履行期間を変更する可能性があります。

2. 参加申請資格

- (1) 社会福祉^{恩賜}_{財団}の本部または支部・施設が所在する地方公共団体の「委託、役務」に関する入札参加登録資格を得ていること。
- (2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において令和元年度、2年度、3年度一般競争参加資格において、「役務の提供等」のA、BまたはC等級に格付けされ中国・四国・九州地域の競争契約の参加資格を有すること。
- (3) 募集期間中に国及び地方公共団体から入札参加の指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本件公告日において、中国・四国・九州地方にある病床数200床以上の都道府県・市町村が設置する病院、または公的病院（医療法第31条に規定の厚生労働大臣が定める者の開設する病院）の本件業務に類する業務（現状調査からシステム導入支援業務まで通貫した業務）を2016年4月から2021年3月までに契約者として完了した実績を有すること。
- (6) 法律上の倒産（破産、特別精算、会社整理、民事再生又は会社更生の手続に入った場合）及び事実上の倒産状態にないこと。

3. 参加資格の確認

本件に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という）を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提案募集参加申請書（第1号様式）

- (2) 「2. 参加申請資格 (1)」入札参加登録資格が証明できるもの (任意のもので可)
- (3) 「2. 参加申請資格 (2)」競争契約の参加資格が証明できるもの (任意のもので可)
- (4) 実績証明書 (第2号様式)
- (5) 実績証明書に記す実績を証明するもの

<ご留意事項>

- ・ 件名と業務履行期間及び申請者が受注者であることが確認できる該当ページのみとすること。個人情報や当該発注者名に関する情報および契約金額は”黒塗り”とすること。
 - ・ 提出物については当該発注者に対して当院へ提出する旨の事前許可を得ること。
- (6) 決算報告書 (直近の1会計年度分)
 - (7) 提案募集申請書 (第1号様式) に記す担当者の名刺 (1部)

4. 申請書等の提出方法

- (1) 申請書等は次により持参または書留郵便にて郵送すること。

ア 提出期限日時：令和3年4月22日 (木) 12時

イ 提出場所：〒 695-8505 島根県江津市江津町1016-37

社会福祉法人^{恩賜財団}島根県済生会江津総合病院

電話番号 : 0855-54-0101 (代)

担当部署 : 診療情報管理室

メールアドレス : shimane-gotsuhp@saiseikai-gotsu.jp

- (2) 参加資格の確認結果は、令和3年4月23日 (金) までに提案募集参加申請書 (第1号様式) の担当者宛てに通知する。

5. 仕様書、提案書作成要領等の配布

提案募集参加申請書 (第1号様式) の担当者宛にメールで送付する。

6. 提案の参加辞退

参加資格確認申請を行った後に、都合により辞退する場合は「4. 申請書等の提出方法」に示す場所に参加辞退申出書 (第3号様式) を提出すること。

7. 公告、参加申請に関する質問と回答

- (1) 質問がある場合は、質問シート (第4号様式) 記載の上、提出すること。

ア 提出期限日時：令和3年4月14日 (水) 12時

イ 提出方法：「4. 申請書等の提出方法」に示すメールアドレス宛にメール送付する。

件名を「【済生会江津】医療情報システム整備支援調達支援質問依頼 (参加者名)」にする。なお、メール送信した場合は、電話連絡を行うこと。

- (2) 質問に対する回答は、質問者にメールにて回答する。

原則、質問依頼日の翌日を目途に回答する。

- (3) 本件に直接関係のない質問及び提出期限を過ぎて提出された質問シートについては、回答しない。

(4) 質問期限後、本件に関する不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8. 仕様書、提案書作成に関する質問と回答

(1) 質問がある場合は、質問シート（第4号様式）記載の上、提出すること。

ア 提出期限日時：令和3年4月30日（金） 12時

イ 提出方法：「4. 申請書等の提出方法」に示すメールアドレス宛にメール送付する。
件名を「【済生会江津】医療情報システム整備支援調達支援質問依頼（参加者名）」にする。なお、メール送信した場合は、電話連絡を行うこと。

(2) 質問に対する回答は、参加が認められた者すべてにメールにて通知する。

原則、質問依頼日の翌日を目途に回答する。

(3) 本件に直接関係のない質問及び提出期限を過ぎて提出された質問シートについては、回答しない。

(4) 質問期限後、本件に関する不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

9. 提案書の提出

別紙 提案書作成要領に基づき、提案書の作成を行うこと。

(1) 提出期限：令和3年5月20日（木）12時まで（必着）

(2) 提出先：「4. 申請書等の提出方法」に示す場所

(3) 提出方法：持参、書留郵便（ただし、書留郵便の場合は必ず電話で到着確認を行うこと。）

(4) 提出資料：提案書（8部）

10. 提案見積書の提出

別紙 提案書作成要領に基づき、提案見積書（厳封）の作成を行うこと。

(1) 提出期限：令和3年5月20日（木）12時まで（提案書と一緒に提出のこと。）

11. 一次評価の実施について

(1) 提案書及び提案書見積書を提出した者が多数以上となった場合は、提出頂いた提案書を基に一次評価を実施する。その一次評価の結果から提案内容が優れている上位数者のみプレゼンテーションを実施する。

(2) 一次評価の結果について、令和3年5月28日（金）までに参加申請者に対してメールにて通知する。

12. プレゼンテーションの実施について

(1) プレゼンテーション実施日：令和3年6月1日（火）から令和3年6月11日（金）の内1日を予定。ただし、プレゼンテーション参加者の個別の開始日時及び場所については、一次評価を通過した参加申請者に対して令和3年5月28日（金）までにメールにて通知する。

(2) 場所：島根県江津市江津町1016-37 島根県済生会江津総合病院

(3) 所要時間：プレゼンテーション30分以内、質疑応答20分を予定

(4) プレゼンテーションに参加しない者は、参加資格を取り消す。

(5) プレゼンテーションに際し、当院はプロジェクタ（型番：エプソン EB-W31）を準備

する。※パソコンについては、各自用意すること。

(6) プレゼンテーションの説明者は、1参加申請者あたり3名までとする。

(7) プレゼンテーションは提出済みの提案書を用いて実施すること。

1.3. 提案見積金額及び提案見積金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の取扱い

(1) 提案見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって提案見積金額とする。

(2) 参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

1.4. 審査及び結果

(1) 審査基準に基づき評価点数が最も高い者を選定業者候補者とする。なお、審査基準および審査項目については非公開とする。ただし、提案書のテーマに沿って審査を行う。

(2) 選定業者候補者については、当院ホームページで公表する。

(3) 審査内容についての質問は受け付けない。

1.5. 契約

(1) 発注者と選定業者候補者は、本件業務内容を協議し、契約条件を定め随意契約を行うものとする。

1.6. 契約書の作成の要否

作成を要する。

1.7. その他事項

(1) 契約締結までの間に選定業者候補者が「2. 参加申請資格」に反した場合、及び反していることが明らかとなった場合は、契約を締結しない。

(2) 契約の締結までに要する費用は、全て参加者である各事業者の負担とする。

(3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、参加資格を無効とする。

(4) 提案見積上限額を超える提案見積書を提出した者は、参加資格を無効とする。

(5) 本件に関わる提出書類は返却しない。

(6) 書類など作成に用いる言語、通貨、及び単位は、日本語、日本通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、専門用語には注釈を付けるなど分かりやすい表現で記載すること。

(7) 本件業務を受注する者は、この後に予定する当院の次期医療情報システム構築業務の選定に参加することはできない。なお、受注者の関連会社を有する事業者も同様に参加できないものとする。

(8) 質問終了後は、本件に関する不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

18. 担当部署

〒 695-8505 島根県江津市江津町1016-37

社会福祉法人^{恩賜}_{財団}島根県済生会江津総合病院 診療情報管理室

電話番号 0855-54-0101 FAX番号 0855-54-0171